

ご利用者様 ご家族様各位

令和8年度診療報酬改定について

株式会社エボルヴグループ
訪問看護ステーションくすのき

令和8年度診療報酬改定に伴い、令和8年6月1日より下記内容が変更されますのでご連絡致します。
紛失されないよう重要事項説明書・契約書と共に保管をお願い致します。

【訪問看護管理療養費】

改定前

(重要事項説明書P. 7～P. 10)

○ 月の初日の訪問の場合

イ 機能強化型訪問看護管理療養費1	13,230 円
ロ 機能強化型訪問看護管理療養費2	10,030 円
ハ 機能強化型訪問看護管理療養費3	8,700 円
ニ イからハマで以外の場合	7,670 円

○ 月の2日目以降の訪問の場合

イ 訪問看護管理療養費1	3,000 円/日
ロ 訪問看護管理療養費2	2,500 円/日



改定後

(重要事項説明書P. 7～P. 12)

○ 月の初日の訪問の場合

イ 機能強化型訪問看護管理療養費1	13,760 円
ロ 機能強化型訪問看護管理療養費2	10,460 円
ハ 機能強化型訪問看護管理療養費3	9,030 円
ニ 機能強化型訪問看護管理療養費4	9,030 円
ホ イからホまで以外の場合	7,710 円

○ 月の2日目以降の訪問の場合

イ 単一建物居住利用者様が20人未満	3,010 円/日
ロ 単一建物居住利用者様が20人以上50人未満	
(1) 月15日目まで	2,500 円/日
(2) 月16日目以降24日目まで	2,310 円/日
(3) 月25日目以降	2,210 円/日
ハ 単一建物居住利用者様が50人以上	
(1) 月15日目まで	2,410 円/日
(2) 月16日目以降24日目まで	2,210 円/日
(3) 月25日目以降	2,010 円/日

【訪問看護基本療養費Ⅱ】

改定後

(重要事項説明書P. 7～P. 12)

訪問看護基本療養費Ⅱについて、1月当たりの訪問日数や同一建物に居住する利用者様の人数に応じ
きめ細やかな評価へ変更

同一日の人数	2人	3人以上9人以下	10人以上19人以下	20人以上49人以下	50人以上
イ 看護師等	週3日目まで5,550円	週3日目まで2,780円	月20日目まで2,760円	月20日目まで2,710円	月20日目まで2,610円
	週4日目以降6,550円	週4日目以降3,280円	月21日目以降2,660円	月21日目以降2,610円	月21日目以降2,510円
ロ 准看護師等	週3日目まで5,050円	週3日目まで2,530円	月20日目まで2,520円	月20日目まで2,470円	月20日目まで2,370円
	週4日目以降6,050円	週4日目以降3,030円	月21日目以降2,420円	月21日目以降2,370円	月21日目以降2,270円
ニ 理学療法士等	5,550円	2,780円	月20日目まで2,760円	月20日目まで2,710円	月20日目まで2,610円
			月21日目以降2,660円	月21日目以降2,610円	月21日目以降2,510円

※同一建物居住者訪問看護・指導料、精神科訪問看護基本療養費Ⅲ及び精神科訪問看護・指導料についても同様

※訪問看護療養費を算定するに適切な時間の指定訪問看護を算定したうえで、それを訪問看護記録に記載します

※適切な時間の指定訪問看護とは、30分以上を基準とし、20分を下回らないものとします

【難病等複数回訪問看護加算】

改定後

(重要事項説明書P. 7～P. 12)

難病等複数回訪問看護加算、夜間・早朝訪問看護加算及び深夜訪問看護加算について、包括型訪問看護療養費以外を算定する場合、同一建物居住者に同一に当該加算等を算定している人数及び1月当たりの当該加算の算定日数に応じた評価

		同一建物内 1人又は2人	同一建物内 3人以上9人以下	同一建物内 10人以上19人以下	同一建物内 20人以上49人以下	同一建物内 50人以上
難病等 複数回 訪問加算	1日に2回 の場合	4,500円	4,000円	3,700円	3,500円	3,300円
	1日に3回 以上の場合	8,000円	週20日目まで7,200円 週21日目以降6,900円	週20日目まで6,300円 週21日目以降5,200円	週20日目まで4,800円 週21日目以降3,500円	週20日目まで4,100円 週21日目以降3,000円
夜間・早朝訪問看護加算		2,100円	週15日目まで2,100円 週16日目以降1,900円	週15日目まで1,800円 週16日目以降1,300円	週15日目まで1,200円 週16日目以降950円	週15日目まで1,000円 週16日目以降800円
深夜訪問看護加算		4,200円	週20日目まで4,200円 週21日目以降4,000円	週20日目まで3,900円 週21日目以降2,300円	週20日目まで2,100円 週21日目以降1,500円	週20日目まで1,800円 週21日目以降1,300円

【乳幼児加算】

改定前

(重要事項説明書P. 7～P. 10)

○ 乳幼児加算 (6歳未満の乳幼児)

1,300円/日



改定後

(重要事項説明書P. 7～P. 12)

○ 乳幼児加算 (6歳未満の乳幼児)

1,400円/日

※ 別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合には

1,800円/日

【複数名訪問看護加算】

改定後

(重要事項説明書P. 7～P. 12)

複数名訪問看護加算及び複数名精神科訪問看護加算について、同一建物居住者に同一日に当該加算を算定している人数に応じた評価へ変更

	指定訪問看護実施者	同時に訪問する者	算定日数等	同一建物内	同一建物内	同一建物内	同一建物内	同一建物内
				1人又は2人	3人以上9人以下	10人以上19人以下	20人以上49人以下	50人以上
イ～ニ	看護職員	看護師等	週1日	4500円	4,000円	3,400円	3,000円	2,700円
イ～ニ	看護職員	准看護師	週1日	3,800円	3,400円	2,800円	2,500円	2,200円
二～ハ	看護職員	その他職員	週3日	3,000円	2,700円	2,100円	1,900円	1,600円
イ～ハ	看護職員	その他職員	1日に1回	3,000円	2,700円	2,100円	1,900円	1,600円
			1日に2回	6,000円	5,400円	3,800円	3,450円	3,300円
			1日に3回	10,000円	9,000円	5,500円	4,800円	4,500円

※同一建物居住者訪問看護・指導料、精神科訪問看護基本療養費Ⅲ及び精神科訪問看護・指導料についても同様

【ベースアップ評価料】

改定前

(重要事項説明書P. 7～P. 10)

- 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ) 780 円/月



改定後

(重要事項説明書P. 7～P. 12)

- 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)
 - (令和8年6月～令和9年5月) 1,830 円/月
 - 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)
 - (令和9年5月～) 2,880 円/月

改定後の新たな項目

(重要事項説明書P. 7～P. 12)

- 訪問看護遠隔診療補助料 2,650 円/日

訪問看護計画に基づき定期的に行う指定訪問看護以外であって、緊急に診察を要すると判断した主治医の指示を受けて居宅を訪問し、情報通信機器を用いた診療の補助を行った場合の評価

改定後の新たな項目

(重要事項説明書P. 7～P. 12)

- 令和8年度及び令和9年度の物価上昇に段階的に対応するための物価対応料
 - 訪問看護物価対応料1
 - イ月の初日の訪問の場合 60 円/日 120円(R9)
 - ロ月の2日目以降の訪問の場合 20 円/日 40円(R9)
 - 訪問看護物価対応料2 20 円/日 40円(R9)

改定後の新たな項目

(重要事項説明書P. 7～P. 12)

○ 包括型訪問看護療養費

高齢者住まい等に併設・隣接する訪問看護ステーションが、当該住まいに居住する利用者様(別表7/8及び特別訪問看護指示)に24時間体制で計画的又は随時の対応による頻回の訪問看護を行った場合の、1日当たりの訪問時間及び単一建物に居住する利用者様の人数に従い算定する包括型訪問看護療養費

	イ	ロ	ハ	ニ
	訪問看護時間が 30分以上60分未満	60分以上90分未満	訪問看護時間が 90分以上	訪問看護時間が90分以上 ※別に厚生労働大臣が定める場合
1 単一建物居住利用者が 20人未満の場合	7,010円	11,010円	14,010円	15,510円
2 単一建物居住利用者が 20人以上50人未満の場合	6,310円	9,910円	13,730円	15,200円
3 単一建物居住利用者が 50人以上の場合	5,960円	9,360円	13,450円	14,890円

改定後の新たな項目

(重要事項説明書P. 7～P. 12)

○ 機能強化型訪問看護管理療養費4 (月の初日の訪問の場合) 9,030円

難病等の重症度の高い利用者様を受け入れるとともに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する精神科訪問看護に求められる機能を踏まえ、精神科訪問看護における支援ニーズの高い精神科訪問看護利用者様を受け入れ、24時間の対応を行い、地域との関係機関と連携する体制が整備されている訪問看護ステーションの評価

改定後の新たな項目

(重要事項説明書P. 7～P. 12)

○ 難治性皮膚疾患を持つ利用者への訪問看護

在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている利用者様に対し、訪問看護基本療養費を週4日以上算定できる

改定後の新たな項目

(重要事項説明書P. 7～P. 12)

○ 訪問看護医療情報連携加算 1,000円/月

訪問看護におけるICTを用いた医療情報連携の推進として、他の保険医療機関等の関係職種がICTを用いて記録した利用者様に係る診療情報を活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合の評価

改定後の新たな項目

(重要事項説明書P. 7～P. 12)

- 過疎地域等に配慮した**特別地域訪問看護加算**(下記改定部分)
- 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する訪問看護ステーションの看護師等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者様に対して指定訪問看護を行う場合
 - 1 最も合理的な経路及び方法による当該訪問看護ステーションの所在地から利用者様の家庭までの移動にかかる時間が30分以上である利用者様に指定訪問看護を行う場合
 - 2 最も合理的な経路及び方法による当該訪問看護ステーションの所在地から利用者様の家庭までの往復にかかる時

改定に伴う厳格な運営基準項目

(重要事項説明書P. 15～P. 16)

- 適正な訪問看護の推進
 - ✓ 利用者様の心身の状況などに応じて適切に行い、画一的なものにならぬよう看護目標及び訪問看護計画書に沿って行います
 - ✓ 利用者様側のやむを得ない事情により標準の時間を下回る訪問看護の実施となる場合を除き、標準の時間を下回る指定訪問看護の実施は、指定訪問看護といたしません
 - ✓ 利用者様の心身の状況を踏まえずに一律に指定訪問看護の日数、回数、実施時間及び人数を定めることや、定期的な指定訪問看護を実施していないものが指定訪問看護の日数を定めることはいたしません
 - ✓ 目標達成の程度及びその効果について評価を行うとともに、評価に関する内容を訪問看護記録等に記録し、また、必要に応じて訪問看護計画書の見直しを行い、指定訪問看護の改善を図ります
- 指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する適正化
 - ✓ 指定訪問看護事業者として、「適正な手続きの確保」「健康保険事業の健全な運営の確保」「経済上の利益の提供による誘引の禁止」「特定の主治の医師及び特定の事業者等への誘導禁止」を約束いたします
 - ✓ 事故発生時等の安全管理の体制確保や訪問看護記録の整備を適切に行います
 - ✓ 保険医療機関が特定の訪問看護ステーション等を利用する旨の指示等を行うことの対償として、財産上の利益を収受することはなく、適切な訪問看護を提供いたします
- 残薬対策
 - ✓ 指定訪問看護の提供に当たり、服薬状況(残薬の状況)の確認も含めて利用状況の把握を行うことを規定とします
 - ✓ 服薬状況については、薬局・主治の医師へ情報提供を行い綿密な連携を行います

当事業所の規定改定

- その他の費用について**交通費**の変更 片道 10km以上 600 円
- ✓ 適正かつ健全な指定訪問看護事業所としての体制を確立する為、医療保険適用中に指定訪問看護を行う場合の交通費(片道)を全ての利用者様へ統一し適用といたします ※乳幼児小児訪問看護を除く
- その他の費用について**衛生材料費**の変更
 - ✓ 物価高騰に伴い、衛生材料費を各10%引き上げることといたします
- 個人情報使用同意書の一部を改正いたします

令和8年5月1日

ご利用者様 ご家族様各位

令和8年度期中介護報酬改定について

株式会社エボルヴグループ
訪問看護ステーションくすのき

令和8年度介護保険法改正に伴い、令和8年6月1日より下記内容が変更されますのでご連絡致します。
紛失されないよう重要事項説明書・契約書と共に保管をお願い致します。

改定後の新たな項目

- 介護職員等処遇改善加算 基本単位数に対し 1.8 %/月

介護職員等の処遇改善を図り、より質の高いケアサービスを継続的に提供することを目的とした、働きやすい職場環境・賃金改善・サービスの質の向上等、介護職員等処遇改善に関する適切な体制を整備いたします。